資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十二年十月十九日

東京都豊島区池袋二丁目六一番八号

株式会社メイゼン

代表取締役　東山　明秀

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を七億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十二年十月十九日

東京都北区赤羽一丁目四〇番二号

有限会社ビー・ケー・ファイナンス

代表取締役　金田由美子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千二百万円、資本準備金の額を一億七千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十二年十月十四日

掲載頁　四頁

平成二十二年十月十九日

東京都板橋区板橋一丁目四八番一七号

株式会社クラフトフーズ

代表取締役　慶野　弘美

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金六億七千五百五十万四千円減少し金五千万円とし、資本準備金の額を金六億九千万四千円減少し金一千二百五十万円とすることを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年九月二十九日

掲載頁　八十六頁（号外第二〇四号）

平成二十二年十月十九日

東京都千代田区有楽町一丁目二番一五号

株式会社ベガスベガス

代表取締役　高橋　明

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千四百万円、資本準備金の額を二千百万円減少し、それぞれ三百万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十二年十月十九日

徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓一八九番地七

有限会社樽十

代表取締役　岡田　一夫

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社チクマと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年十二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年十月十九日

大阪市中央区淡路町三丁目三番一〇号

株式会社ユー・ファクトリー

代表取締役　兒玉　周二

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社美保企画と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年十二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年十月十九日

鳥取県米子市中町一一六番地

美保エステート株式会社

代表取締役　杉川　正次

限定承認公告

本籍東京都杉並区浜田山四丁目九九一番地、最後の住所静岡県静岡市清水区横砂南町七番一九号

被相続人　亡　山﨑　光助

右被相続人は平成二十二年一月二十七日死亡し、その相続人は平成二十二年十月四日静岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十九日

新潟県新潟市中央区関屋御船蔵町八三番地、最後の住所新潟県新潟市東区石山三丁目四番一五号

被相続人　亡　丸山　仙治

右被相続人は平成二十二年七月三日死亡し、その相続人は平成二十二年九月三十日新潟家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十九日

新潟県新潟市東区石山三丁目四番一五号

相続財産管理人　丸山　祐子

限定承認公告

本籍大阪府豊中市大黒町一丁目四番、最後の住所大阪府豊中市大黒町一丁目四番一一号

被相続人　亡　増山惠美子

右被相続人は平成二十二年四月九日死亡し、その相続人は平成二十二年十月五日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十九日

滋賀県甲賀市水口町山三八五八番地の一七

五　相続財産管理人　増山　雅一

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十二年十一月四日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一　優先資本金の額の減少をする目的

優先資本金のうち、特定資産の売却による余裕金を除く、固定資産減価償却費及び長期前払費用償却費、消費税の還付等により生じた余裕金（以下、「現金余裕金」という。）の範囲内で取締役が決定した額を本計画に係る業務の終了前に減少することを目的とする。

二　優先資本金の額の減少をする要件

優先出資償却原資の計算を行った結果、取締役が簡易原資消却を行うことが適当であると判断し、その旨決定したことをその要件とする。

三　優先資本金の額の減少をする時期

平成二十二年十二月六日以降に行う。

四　減少する優先資本金の額

金三千三百万円

五　消却する優先出資の種類

当社は、第一回優先出資及び第二回優先出資の二種類の優先出資を発行しており、第二回優先出資のみ消却の対象とする。

六　消却する優先出資の口数

六十六口（第二回優先出資につき六十六口）

七　消却の方法

全既発行の第二回優先出資社員の保有する第二回優先出資口数の割合に応じて、優先出資一口につき金五十万円で有償消却を行う。

八　消却に要する金額

金三千三百万円

九　優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

第二回優先出資

平成二十二年十月十九日

東京都中央区日本橋三丁目五番一二号

特定目的会社エスパス2号

取締役　福永　隆明

事業譲渡通知公告

当組合は、平成二十二年十月七日開催の臨時総会において愛媛県信用漁業協同組合連合会（住所愛媛県松山市二番町四丁目六番地二）へ信用事業の全部を譲り渡すことの決議を致しましたから、これに対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、主たる事務所に備え置いております。

平成二十二年十月十九日

愛媛県宇和島市下波三〇四八番地

下波漁業協同組合

代表理事組合長　宮住　将寿

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月十九日付第二二九号九月一日付参会第一号（その六ページ●同日付政府調達第一九六号二四ページ●十一）一六ページ●同（その二）二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）